

昭和三十九年法律第百三十四号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特別児童扶養手当(第三条―第十六条)
- 第三章 障害児福祉手当(第十七条―第二十六条)
- 第四章 不服申立て(第二十七条―第三十二条)
- 第五章 雑則(第三十三条―第四十二条)

第一章 総則

第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二章 特別障害者手当(第二十六条―第二十七条)

第三条 この法律において「特別障害者」とは、二十歳未満であつて、第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

第四条 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

第五条 この法律において「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、「父」とは、母が障害児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第六条 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第七章 特別児童扶養手当(支給要件)

第八条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは

父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する(その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。

前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者(当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者)に支給するものとする。

第一項の規定にかかわらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。
一 日本国内に住所を有しないとき。
二 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定められる額を受け取ることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

第一項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。
手当の支給を受けた者は、手当が障害児の生活の向上に寄与するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならぬ。

手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき三万三千三百円(障害の程度が第二条第五項に規定する障害等級の一級に該当する障害児にあつては、五万円)とする。

手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき三万三千三百円(障害の程度が第二条第五項に規定する障害等級の一級に該当する障害児にあつては、五万円)とする。

手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長)の認定を受けなければならない。

前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をするのであつた後十五日以内(その請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をするのであつた日)の属する月の翌月から開始し、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をするのであつた後十五日以内(その請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をするのであつた日)の属する月の翌月から開始し、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

前項本文の規定により十二月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支払うものとする。

手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童扶養手当法(昭和三十三年法律第二十八号)第三条第一項に規定する者で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七條第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七條第一項に定める扶養義務者でその者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がある場合において、(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に關しては、前三条の規定を適用しない。

前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しななければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童扶養手当法第三条第一項に規定する者で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第六条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第七条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第六条から第八条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。
一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に應じなかつたとき。

七十七條第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がある場合において、(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に關しては、前三条の規定を適用しない。

前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しななければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童扶養手当法第三条第一項に規定する者で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第六条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第七条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第六条から第八条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。
一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に應じなかつたとき。

七十七條第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がある場合において、(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に關しては、前三条の規定を適用しない。

前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しななければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童扶養手当法第三条第一項に規定する者で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第六条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第七条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第六条から第八条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。
一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に應じなかつたとき。

七十七條第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がある場合において、(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に關しては、前三条の規定を適用しない。

二 障害児が、正当な理由がなくて、第三十六条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の見解を拒んだとき。

三 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。

第十二条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しなできるときは、手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の手当)

第十三条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その者が監護し又は養育していた第三十三条各号に該当しない障害児にその未支払の手当を支払うことができる。

(事務費の交付)

第十四条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う手当に係る事務の処理に必要な費用を交付する。

第十五条 削除

(児童扶養手当法の準用)

第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五條まで並びに第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同法第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同法第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一條中「第十二條第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九條第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替へるものとする。

第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は一、万四千七百七十円とする。(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

第三章 障害児福祉手当 (支給要件)

第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は一、万四千七百七十円とする。(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

(支払期月)

第十九条の二 手当は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(支給の制限)

第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七條第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十二條 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二條の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の扶養親族等の有無及び数に当り、当該被災者の当該損害を受けた年の所得を超えて、第二十条に規定する政令で定める額を超えていること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に当り、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第二十三条 第二十条、第二十一条及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(不正利得の徴収)

第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(費用の負担)

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その四分の三に相当する額を国が負担し、その四分の一に相当する額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

(準用)

第二十六条 第五條第二項、第五條の二第一項及び第二項、第十一條(第三号を除く。)、第十二條、第十六條並びに第十九條から第二十五條までの規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八條、第二十二條、第二十四條、第二十五條」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九條第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替へるものとする。

第三章の二 特別障害者手当 (支給要件)

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

二 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。

三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて入院するに至つたとき。

(手当額)

第二十六条の三 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、二万六千五百円とする。

(支給の調整)

第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

(準用)

第二十六条の五 第五條第二項、第五條の二第一項及び第二項、第十一條(第三号を除く。)、第十二條、第十六條並びに第十九條から第二十五條までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六條中「第八條、第二十二條、第二十四條、第二十五條」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九條第二項」とあるのは「第二十六條の五において準

用する第二十二條第二項」と読み替えるものと
する。

第四章 不服申立て

第二十七條

都道府県知事のした特別児童扶養手
当、障害児福祉手当又は特別障害者手当（以下
「手当」という。）の支給に関する処分不服が
ある者は、都道府県知事に審査請求をすること
ができる。

（審査庁）

第二十八條

第三十八條第二項の規定により市長
又は福祉事務所を管理する町村長が障害児福祉
手当又は特別障害者手当の支給に関する事務の
全部又は一部をその管理に属する行政機関の長
に委任した場合における当該事務に関する処分
についての審査請求は、都道府県知事に対して
するものとする。

（裁決をすべき期間）

第二十九條

都道府県知事又は指定都市の長は、
手当の支給に関する処分についての審査請求が
されたときは、当該審査請求がされた日（行政
不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第
二十三條の規定により不備を補正すべきことを
命じた場合にあつては、当該不備が補正された
日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそ
れぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請
求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第四十三條第一項の規定に
よる諮問をする場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

二 審査請求人は、審査請求をした日（行政不服
審査法第二十三條の規定により不備を補正すべ
きことを命じられた場合にあつては、当該不備
を補正した日。第一号において同じ。）から次
の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該
各号に定める期間内に裁決がないときは、都道
府県知事又は指定都市の長が当該審査請求を棄
却したものとみなすことができる。

一 当該審査請求をした日から六十日以内に行
政不服審査法第四十三條第三項の規定により
通知を受けた場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

三 第一項（各号を除く。）及び前項（各号を除
く。）の規定は、次条第二項に規定する再審査
請求について準用する。この場合において、こ
れらの規定中「第二十三條」とあるのは「第六
十六條第一項において読み替えて準用する同法

第二十三條」と、「次の各号に掲げる場合の区
分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」と
あるのは「六十日以内」と、前項中「補正した
日。第一号において同じ。」とあるのは「補正
した日」と読み替えるものとする。

（不服申立て）

第三十條

手当の支給に関する処分に係る審査請
求についての都道府県知事の裁決に不服がある
者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をす
ることができる。

二 指定都市の長が特別児童扶養手当の支給に関
する処分をする権限をその補助機関である職員
又はその管理に属する行政機関の長に委任した
場合において、委任を受けた職員又は行政機関
の長がその委任に基づいてした処分につき、地
方自治法第二百五十五條の二第二項の再審査請
求の裁決があつたときは、当該裁決に不服があ
る者は、同法第二百五十二條の十七の四第五項
から第七項までの規定の例により、厚生労働大
臣に対して再々審査請求をすることができる。

（時効の完成猶予及び更新）

第三十一條

手当の支給に関する処分についての
不服申立ては、時効の完成猶予及び更新に関し
ては、裁判上の請求とみなす。

第三十二條 削除

第五章 雑則

第三十三條

この法律又はこの法律に基づく命令
に規定する期間の計算については、民法の期間
に関する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第三十四條

市町村長（指定都市においては、区
長又は総合区長とする。）は、行政庁（特別児
童扶養手当については都道府県知事又は指定都
市の長をいい、障害児福祉手当及び特別障害者
手当については都道府県知事、市長又は福祉事
務所を管理する町村長をいう。以下同じ。）又
は手当の支給要件に該当する者（以下「受給資
格者」という。）に対して、当該市町村の条例
の定めるところにより、受給資格者又はその監
護し若しくは養育する障害児の戸籍に関し、無
料で証明を行うことができる。

（届出）

第三十五條

手当の支給を受けている者は、厚生
労働省令の定めるところにより、行政庁に対
し、厚生労働省令で定める事項を届け出、か
つ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を
提出しなければならない。

二 手当の支給を受けている者が死亡したとき
は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四
号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労
働省令の定めるところにより、その旨を行政庁
に届け出なければならない。

（調査）

第三十六條

行政庁は、必要があると認めるとき
は、受給資格者に対して、受給資格の有無若し
くは手当の額の決定のために必要な事項に関
する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、
又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資
格者その他の関係者に質問させることができ
る。

二 行政庁は、必要があると認めるときは、障害
児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、
その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受
けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれ
らの者の障害の状態を診断させることができ
る。

第三十七條

行政庁は、手当の支給に関する処分
に関し必要と認めるときは、受給資格
者、受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者若
しくは障害児の資産若しくは収入の状況又は障
害児に対する第三条第三項第二号に規定する年
金たる給付、重度障害児に対する第十七条第一
号に規定する給付若しくは特別障害者に対する
第二十六條の四に規定する給付の支給状況につ
き、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは
資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他
の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関
係者に対し、必要な事項の報告を求めることが
できる。

（市町村長が行う事務等）

第三十八條

特別児童扶養手当の支給に関する事
務の一部は、政令で定めるところにより、市町
村長が行うことができる。

都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理す
る町村長は、障害児福祉手当又は特別障害者手
当の支給に関する事務の全部又は一部を、その
管理に属する行政機関の長に限り、委任するこ
とができる。

（町村の一部事務組合等）

第三十九條

町村が一部事務組合又は広域連合を
設けて福祉事務所を設置した場合には、この法

律の規定の適用については、その一部事務組合
又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみ
なし、その一部事務組合の管理者（地方自治法
第二百八十七條の三第二項の規定により管理者
に代えて理事会を置く同法第二百八十五條の一
部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合
の長（同法第二百九十一條の十三において準用
する同法第二百八十七條の三第二項の規定によ
り長に代えて理事会を置く広域連合にあつて
は、理事会）を福祉事務所を管理する町村長と
みなす。

（事務の区分）

第三十九條の二

この法律（第二十二條第二項及
び第二十五條（第二十六條の五においてこれら
の規定を準用する場合を含む。）を除く。）の規
定により都道府県、市又は福祉事務所を管理す
る町村が処理することとされている事務は、地
方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号
法定受託事務とする。

（経過措置）

第三十九條の三

この法律に基づき政令を制定
し、又は改廃する場合においては、政令で、そ
の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され
る範囲内において、所要の経過措置を定めるこ
とができる。

（実施命令）

第四十條

この法律に特別の規定があるものを除
くほか、この法律の実施のための手続その他そ
の執行について必要な細則は、厚生労働省令、
総務省令・厚生労働省令又は総務省令で定め
る。

（罰則）

第四十一條

偽りその他不正の手段により手当を
受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以
下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年
法律第四十五号）に正条があるときは、刑法に
よる。

第四十二條

第三十五條第二項の規定に違反して
届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届
出義務者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

この法律は、昭和三十九年九月一日から施行
する。

（昭和六十年から昭和六十三年までの特例）

第二十五條（第二十六條の五において準用す
る場合を含む。）の規定の昭和六十年から昭

六十年の間に於けるは、この法律の規定の適用
については、この法律の規定の適用については、

和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「十分の八」とあるのは「十分の七」と、「十分の二」とあるのは「十分の三」とする。

7 (不正利得の徴収の特例)

7 第十六条において準用する児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、第十六条において準用する児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

附則(昭和三十九年七月六日法律第一五二号)抄

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則(昭和四〇年三月三十一日法律第三六号)抄

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五十九条、第六十二条及び第六十六条の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附則(昭和四〇年五月三十一日法律第九三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第十五条 (重度精神薄弱児扶養手当の支給に関する特例)

昭和四十年八月一日において、附則第三条、附則第四条、附則第六条第二項又は附則第九条の規定により、新たに国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金(以下「母子年金等」という。)の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつた場合において、次項第一号イの額が同号ロ

の額をこえるときは、当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者が引き続き当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する間、その者に対する同年九月以降の月分の手当の支給については、当該重度精神薄弱児は、手当法第四条第三項第五号に該当しないものとみなし、当該母子年金等のうち母子年金又は準母子年金は、同条第四項第三号に規定する公的年金給付でないものとみなす。ただし、当該母子年金等の支給が引き続き行なわれる間に限る。

2 前項の規定の適用により重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者に支給する手当の額は、手当法第五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額とする。

イ この法律による国民年金法及び手当法の改正がないものとした場合において、昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と同月分として支払われることとなる当該手当の額との合算額

となる当該母子年金等の額と重度精神薄弱児(当該重度精神薄弱児を除く。)の数に

応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た同月分の手当の額とを合算した額

二 重度精神薄弱児(当該重度精神薄弱児を除く。)の数に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た昭和四十年九月分の手当の額

三 前項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少したときは、その減少した日の属する月の翌月から、同項の規定による手当の額を、昭和四十年八月三十一日においてその減少があつたものとみなして同項の規定の例により計算した額に改定する。

4 第二項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少した場合において、昭和四十年八月三十一日においてその減少があつたものとみなして同項第一号イの例により計算した額が同号ロの例により計算した額に等しいか、又は満たなくなつたときは、その減少した日の属する月の翌月以降の月分の手当については、第一項の規定を適用しない。

5 第二項の規定による額の手当の支給を受ける者について、手当の額の計算の基礎となる重度

精神薄弱児が生じたときは、その生じた日の属する月の翌月から、その手当の額を、その重度精神薄弱児を同項第二号に規定する額の計算の基礎に加えて同項の規定の例により計算した額に改定する。

6 前項に規定する重度精神薄弱児が手当の額の計算の基礎とならなくなつたときは、その計算の基礎とならなくなつた日の属する月の翌月から、前項の規定による手当の額を、その重度精神薄弱児を第二号に規定する額の計算の基礎に入れないで同項の規定の例により計算した額に改定する。

附則(昭和四〇年六月一日法律第一三〇号)抄

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

附則(昭和四一年五月九日法律第六七号)抄

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附則(昭和四一年七月一日法律第一一四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和四一年七月二十五日法律第一二八号)抄

第一条 この法律中第七条から第十二条までの改正規定及び附則第三条の規定は公布の日から、

第五条中「千二百円」を「千四百円」に改める改正規定以外のその他の規定は昭和四十一年八月一日から、第五条中「千二百円」を「千四百円」に改める改正規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

附則(昭和四二年七月二十九日法律第九五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附則(昭和四二年八月一日法律第一二二号)抄

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附則(昭和四四年二月一日法律第八七号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定並びに第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附則(昭和四四年二月一〇日法律第八七号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和四五年六月四日法律第一一四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五十五条の改正規定並びに第三号の規定の適用については、その者が当該重度精神薄弱児を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

附則(昭和四一年七月九日法律第六七号)抄

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附則(昭和四一年七月一日法律第一一四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和四一年七月二十五日法律第一二八号)抄

第一条 この法律中第七条から第十二条までの改正規定及び附則第三条の規定は公布の日から、

第五五五中「千二百円」を「千四百円」に改める改正規定以外のその他の規定は昭和四十一年八月一日から、第五五五中「千二百円」を「千四百円」に改める改正規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

附則(昭和四二年七月二十九日法律第九五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附則(昭和四二年八月一日法律第一二二号)抄

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則（昭和四十六年三月三〇日法律第一三三号）抄

第一条 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。

第十条 この法律による改正後の特別児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十六年十一月以降の月分の特別児童扶養手当について適用し、同年十月以前の月分の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

附則（昭和四十七年六月二三日法律第九七号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中国民法第六十六條第一項から第三項まで並びに第六十七條第二項及び第三項の改正規定、第二条中国民法第九條、第十條及び第十一條第二項第二号の改正規定並びに附則第二條第二項、附則第三條第二項及び附則第四條第二項の規定は公布の日から、第一条中国民法第三十三條第一項ただし書、第三十八條及び第四十三條の改正規定並びに附則第二條第一項の規定は同年七月一日から、第一条中国民法第十八條の改正規定は昭和四十八年三月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十七年九月一日から施行する。ただし、附則第四條第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第二條の規定は同年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、附則第四條第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第二條の規定は同年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、附則第四條第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第二條の規定は同年十月一日から施行する。

された者を昭和四十七年十月一日において現に監護し、又は養育している者が、同月中にした同法第六條第一項又は同法第六條において準用する児童扶養手当法第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に對する特別児童扶養手当の支給又はその額の改定は、特別児童扶養手当法第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行なう。

附則（昭和四十八年九月二六日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

（施行期日）

第三条 昭和四十八年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特別児童扶養手当の規定による特別児童扶養手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による特別児童扶養手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日までに同法第六條第一項の認定の請求をしたときは、その者に對する特別児童扶養手当の支給は、同法第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 この法律の施行の際現に特別児童扶養手当の支給を受けている者であつて、この法律による改正前の特別児童扶養手当法第四條第三項第三号から第六号までのいずれかに該当する児童（この法律による改正後の同法第四條第三項各号に該当する児童を除く。）を監護し、又は養育しているものが、昭和四十八年十月三十一日までに、同法第十六條において準用する児童扶養手当法第八條第一項の認定の請求をしたときは、その者に對する特別児童扶養手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、同月から行なう。

附則（昭和四十九年六月二二日法律第八九号）抄

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、附則第四條第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第二條の規定は同年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、附則第四條第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第二條の規定は同年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、次条第三項の規定は、公布の日から施行する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和五十年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律による特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正により新たにこの法律による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「新法」という。）第二條第一項に規定する障害児とされた者又はこの法律による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第四條第三項第一号に該当する障害児をこの法律の施行の際現に監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までにした新法第五條第一項又は新法第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に對する特別児童扶養手当の支給又はその額の改定は、新法第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行なう。

3 昭和五十年十月一日において福祉手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該特別福祉手当について特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六條第一項の認定の請求の手続を採つた者が、昭和四十九年九月一日において特別福祉手当の支給要件に該当しているとき、又は同日において現に特別福祉手当の支給要件に該当している者が、同月中に特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六條第一項の認定の請求をしたときは、これらの者に對する特別福祉手当の支給は、同法第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

（児童扶養手当等の支払に関する経過措置）

第五条 昭和四十九年九月における児童扶養手当、特別児童扶養手当又は特別福祉手当の支払については、児童扶養手当法第七條第三項本文（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六條の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同月までの分を支払うものとする。

附則（昭和五〇年六月二七日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 昭和五十二年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

第七條 昭和五十二年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の支給の制限については、なお従前の例による。

十一日までにした新法第五條第一項又は新法第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に對する特別児童扶養手当の支給又はその額の改定は、新法第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行なう。

3 昭和五十年十月一日において福祉手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該福祉手当について新法第十九條の認定の請求の手続をとることができる。

4 前項の手続をとつた者がこの法律の施行の際現に福祉手当の支給要件に該当しているとき、又はこの法律の施行の際現に福祉手当の支給要件に該当している者が昭和五十年十月三十一日までに新法第十九條の認定の請求をしたときは、これらの者に對する福祉手当の支給は、新法第二十六條において準用する新法第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

5 昭和五十年九月以前の月分の旧法による特別福祉手当については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五二年五月二七日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六條 昭和五十二年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

第七條 昭和五十二年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則（昭和五六年六月一二日法律第八六号）抄

第一条 この法律は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

ては、同年五月一日）から、第一条の規定による改正後の国民年金法の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定並びに次条及び附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和六十年五月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年四月三〇日法律第四〇号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和六十一年三月以前の月分の特別児童扶養手当及び国民年金法等の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特別に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係るものにあっては、昭和六十一年度及び昭和六十二年）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十年以前年度の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十

十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年）の特別に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出されるべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年）の特別に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六二年六月二日法律第四四号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和六十二年三月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六三年五月二四日法律第五六号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和六十三年三月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

附則（平成元年四月一〇日法律第二二号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の年度に支出される国の負担又は補助は、平成元年度以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成元年二月二二日法律第八六号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
一 第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「改正後の国民年金法」という。）第六十条の二、第二十七条、第三十三条、第三十三条の二、第三十八条、第三十九条及び第三十九条の二の規定、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後の厚生年金保険法」という。）第三十四条、第四十四

条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及び附則第九条の規定、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条の規定、第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十七号から第十九号まで、附則第八条第一項、第三項及び第四項、附則第十一条、附則第十三条から第十五条まで、附則第十七条、附則第十八条、附則第二十八条、附則第三十一条、附則第三十二条第二項、第三項及び第五項、附則第三十三条、附則第三十四条第一項、附則第四十八条第一項、附則第五十三条、附則第五十六条、附則第五十九条、附則第六十条、附則第六十一条、附則第六十三条、附則第七十二条、附則第七十四条（同項の表旧厚生年金保険法第四十六条第一項の項から旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項の項まで及び旧交渉法第十九条の第三項の項に係る部分を除く。）及び第三項、附則第七十九条、附則第八十四条、附則第八十六条、附則第八十七条第三項（同項の表旧船員保険法第三十八条第一項及び第三十九条ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九条ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第三十九条第一項及び第十九条の三第二項の項に係る部分を除く。）及び第四項並びに附則第九十七条の規定、第六条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条及び第五条の二の規定、第七条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十六条、第十八条（第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに附則第七条の規定。平成元年四月一日

附則（平成六年六月二十九日法律第四九号）抄

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附則（平成六年一月九日法律第九五号）抄

1 第一条の規定（国民年金法第三十三条の二）に定める日から適用する。

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
一 第一条の規定（国民年金法第三十三条の二）第一項中「十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子」を「子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までのある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）」に改める改正規定を除く。
による改正後の国民年金法第六十六条の二、第二十七条、第三十三条、第三十三条の二、第二十九項、第三十八条、第三十九条第一項及び第三十九條の二の規定、第二十九条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条、第四十四条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及び附則第九條の規定、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條の規定、第八條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條第一項中「第三百二十二條第二項及び」の下に「附則第二十九條第三項並びに」を加える改正規定を除く。）による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條の規定、第十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四條、附則第三十二條第二項、附則第五十九條、附則第六十條、附則第七十八條第二項及び附則第八十七條第三項の規定、第十七條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條及び第五條の二の規定、第十八條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條、第十八條及び第二十六條の三の規定並びに附則第十七條の規定、平成六年十月一日

（第十八條の規定の施行に伴う経過措置）

第三十七條 平成六年九月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十年改正法附則第九十七條第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二年七月一六日法律第八七号）抄

1 第一条の規定は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四條の規定（農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十二條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定、公布の日
（国等の事務）
第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
（処分、申請等に関する経過措置）
第六十條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定、以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に

改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二條から前條までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

（罰則に関する経過措置）

第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六十五條 新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法別表第一に掲げるものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（施行期日）

第六十六條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二年一月二二日法律第一六〇号）抄

1 第一条の規定（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第九百九十五條、第九百九十六條、第九百九十七條、第九百九十八條、第九百九十九條、第一千三百二十四條、第一千三百二十六條、第一千三百二十四條第二項、第一千三百二十六條第二項及び第一千三百四十四條の規定、公布の日

附則（平成二年六月七日法律第一一一号）抄

1 第一条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一年七月三十一日法律第九八号）抄

1 第一条の規定は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三十三條並びに第三十九條の規定、公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる

場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号) 抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に關する経過措置)

第四百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便法第三十八條の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一七年一月七日法律第一二三号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四條、第四十四條、第一百一條、第一百二條、第一百六條から第十八條まで及び第一百二十二條の規定 公布の日

二 第五條第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。)、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特別特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八條第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。))及び第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十一條、第三十四條、第三十五條、第三十六條第四項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)、第三十八條から第四十條まで、第四十一條(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第四十二條(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。))及び第二項、第四十七條、第四十八條第三項及び第四項、第四十九條第二項及び第三項並びに同條第四項から第七項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十條第三項及び第四項、第五十一條(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十條から第七十二條まで、第七十三條、第七十四條第二項及び第七十五條(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二條第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特別特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三條第二号、第九十四條第一項第二号(第九十二條第三号に係る部分に限る。))及び第二項、第九十五條第一項第二号(第九十二條第二号に係る部分を除く。))及び第二項第二号、第九十六條、第九十條(サービス利用計画作成

費、特定障害者特別給付費、特別特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第九十一條及び第九十二條(第四十八條第一項の規定を同條第三項及び第四項において準用する場合に限る。))並びに第九十四條並びに第九十五條第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特別特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。))並びに附則第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第三十條から第三十三條まで、第三十五條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二條、第五十六條から第六十條まで、第六十二條、第六十五條から第六十七條まで、第七十條、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條、第八十一條、第八十三條、第八十五條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第一百零五條まで、第一百五條、第九十八條、第一百零五條、第一百零七條及び第九十五條の規定 平成十八年十月一日

附則 (平成二二年六月二日法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年八月一日から施行する。

(罰則の適用に關する経過措置)

第二百一十條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年六月二日法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年八月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年九月五日法律第七二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六條、第八十條、第八十一條、第八十六條、第九十條第四項及び第九十五條の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第九十九條の改正規定、第九十九條の二を削る改正規定、第一百十條、第一百十一條、第一百二十七條第一項、第二百七條及び第二百五十條の第二項の改正規定、第二編第十一章第五款中第二百五十二條を第二百五十一條の六とし、同條の次に二條を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二條の六の次に一條を加える改正規定、第二百五十二條の七の次に一條を加える改正規定、第二百五十二條の八、第二百五十二條の十七の四、第二百五十五條の五及び第二百八十六條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第二百八十七條及び第二百八十七條の三の改正規定、同條を第二百八十七條の四とし、第二百八十七條の二を第二百八十七條の三とし、第二百八十七條の次に一條を加える改正規定、第二百八十八條から第二百九十條まで、第二百九十一條第一項、第二百九十一條の二、第二百九十一條の四、第二百九十一條の二、第二百九十一條の六、第二百九十一條の八、第二百九十一條の十三及び第二百九十八條第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第六十二號)の項の改正規定並びに附則第三條、第六條、第八條及び第十條から第十四條までの規定、附則第十五條中市町村の合併の特例に關する法律(平成十六年法律第五十九號)第十四條第四項第二号の改正規定並びに附則第十六條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

第七條 申請等に関する経過措置
第七條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
（罰則に関する経過措置）
第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第九條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（平成二六年六月一日法律第六四号）抄
第一条 この法律は、平成二六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日
二 第一条 中国国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条 厚生年金保険法附則第十条の十四の改正規定、第六条から第十二条までの規定、第十三条 中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第十七条の規定 平成二十七年一月一日
（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）
第十七條 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金（第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
一 から十まで 略
十一 第九条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律附則第七項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十三条において準用する児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項
（その他の経過措置の政令への委任）
第十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二六年六月一日法律第六四号）抄
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
（経過措置の原則）
第五條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
（訴訟に関する経過措置）
第六條 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。
2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求を提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第九條 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第十條 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（平成二八年五月一日法律第三七号）抄
第一条 この法律は、平成二八年八月一日から施行する。
附則（平成二九年三月一日法律第四四号）抄
第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 から三まで 略
四 次に掲げる規定 平成三十年一月一日
イ 第一条 中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九条第二項及び第三項の改正

正規定、同法第八十三条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第二百十条の改正規定、同法第二百二十二条第三項の改正規定、同法第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十六条第一項第一号イ及びロ並びに第二項第一号の改正規定、同法第八十七条の改正規定、同法第九十条第二号の改正規定、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第九十八条第六項の改正規定、同法第九十九条第三号第一号の改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第一百二十二条及び第二百二十二条の規定（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）
第二百二十三條
2 前条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童扶養手当法第九条第一項、前条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六條及び前条（第六号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定は、それぞれ令和元年八月以後の月分の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の規定による特別障害給付金（以下この項において「児童扶養手当等」という。）の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第四百四十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の一、第百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定(「千円」を「八百万円」に改める部分に限る。)、同法第九十三条の改正規定(同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十一条、第四百四十四條並びに第四百四十九條の規定

(罰則に関する経過措置)

第四百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百七十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日